

電力・ガス取引監視等委員会

第67回料金制度専門会合

1. 日時：令和7年8月19日（火） 16：00～16：58
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、松村委員、村松委員、大屋敷専門委員、川合専門委員、河野専門委員、新家専門委員、関口専門委員、東條専門委員、華表専門委員、平瀬専門委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○黒田ネットワーク事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第67回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局ネットワーク事業監視課長の黒田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、安念委員は御欠席の予定でございます。

また、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されておりますので、議題について直接御質問いただくということでも構いません。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事次第にありますように、本日は3つの議題というふうになっておりまして、早速ですけれども議題1に入りたいと思います。これは、系統整備に向けた資金調達に関する論点でありますレベニューキャップ制度におけるレートベース対象の建設中の資産、建設仮勘定ですね、特定系統設置交付金の取扱いについてであります。事務局から御説明をお願いいたします。

○黒田ネットワーク事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「レベニューキャップ制度における系統整備に向けた資金調達に関する論点について」ということで、具体的には、レートベース対象の建設中の資産及び特定系統設置交付金の取扱いについて御説

明させていただきます。

資料2ページでございますけれども、2023年3月に電力広域的運営推進機関によって策定された広域系統長期方針、いわゆる広域連系系統のマスタープランに基づきまして、北海道・本州間の海底直流送電（HDVC）や、中国・九州間の連系設備関門連系線等の大規模な地域間連系線の整備計画が現在進行しているということでございます。

また、2ポツ目でございますけれども、近年では、デジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）等の進展に伴うデータセンターや半導体工場の新增設に伴う電力需要の増加が想定されておりまして、これに対応する送配電網の整備が必要となっております。

このような大規模な送配電網の整備に当たっては、一般送配電事業者は多額かつ長期間の系統整備資金を要することとなるということですが、一方で、レベニューキャップ制度におきましては設備運転開始後の託送料金回収を前提としていることから、設備投資期間の長期化や調達額の増加に伴いまして、一般送配電事業者において設備建設中の資金調達への課題が顕在化しているということでございます。

3ページでございますが、資源エネルギー庁の審議会におきましても系統整備に係る資金調達の円滑化に向けた議論が実施されておりまして、具体的な課題として、建設中の資産のレートベースの算入及びレベニューキャップ制度における特定系統設置交付金の取扱いについて、電力・ガス取引監視等委員会での議論が求められているということでございます。まして、本日は、この上記の2点に関しまして、レベニューキャップ制度における取扱いにつき御議論をいただきたいということでございます。

参考を幾つかつけておりますが、7ページ、8ページのところで、資源エネルギー庁の電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGで、先ほど申し上げた建設中の資産のレートベースへの参入及び特定系統設置交付金について、電力・ガス取引監査等委員会での検討が求められているということでございます。

それでは、まず、9ページのレートベースの対象資産（建設中の資産）から御説明させていただきます。

10ページでございますけれども、これまでの整理といたしまして、レベニューキャップ制度では、収入上限の構成要素として事業報酬が含まれていると。この左下の赤枠の部分でございます。こちらにつきましては、必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用とされているところであります。この事業報酬について

ては、レートベース×事業報酬率の算定式で算定をするということになっているということでございます。

11ページでございますが、現行制度におきましては、このレートベースの対象資産に含まれる建設中の資産の取扱いについては、建設仮勘定に50%を乗ずる額とされておきまして、この取扱いにつきましては1960年、今から60年以上前になるのですけれども、この新電気料金制度への移行の際に議論をされたということでありまして、具体的には、建設中の設備は未完成であり系統利用者が受益していないこととすとか、他人資本（金融機関からの借入れ等）に係る支払利息については、稼動後に減価償却費として回収できること等が論拠となっているということでありまして、下には昭和35年の新電気料金制度の開設についても抜粋しておりますが、そういった議論があったということでございます。

13ページに行ってくださいまして、この課題と方向性ということでございますけれども、前述の通り、大規模な系統整備における設備投資期間の長期化や調達額の増加に伴って、一般送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題が顕在化しているということであります。

建設中資産のレートベースの取扱いに関しましても、実際には一般送配電事業者は、設備の稼動前である建設中の段階から支払利息を負担しているということですが、レベニューキャップ制度上のレートベースに含まれるのは建設仮勘定の50%分に限られるため、一般送配電事業者に設備建設中の資金面での負担が発生している状況ということであります。

※で小さく書いてありますけれども、上記に関連して、従来、他人資本に係る建設中の支払利息を建設仮勘定に計上することが義務づけられており、支払利息分については、運転開始後に減価償却費用に含まれることで託送料金での回収が行われていたということですが、一方で2000年の電気事業会計規則の改正において、建設中の支払利息分の建設仮勘定への計上が任意適用となったと。その結果、現状では、全ての一般送配電事業者が建設中の調達資金に係る支払利息については、個別の設備件名に案分するという事務手続が煩雑であること等を理由として建設仮勘定に計上しておらず、運転開始後においても当該支払利息分の託送料金の回収が行われていないというのが現状でございます。

3ポツでございますが、また、ほかの公益事業、鉄道事業やガス導管事業におきましては、事業報酬の算定の基礎となるレートベースについては、建設中の資産については100%が対象となっているということでございますが、以上の状況を踏まえまして、一般

送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題に対応する観点から、レベニューキャップ制度上の事業報酬の算定の基礎となるレートベースに関する建設中の資産の取扱いについては、第2規制期間に向けて現行の50%から100%へ変更することが適当ではないかというところでございます。

なお、※で書いてあるとおり、見直した場合の影響額については、第1規制期間を前提とした試算においては、規制期間全体で250億円、1年間で50億円程度の影響額ということでございます、というのが1点目になります。

次に、17ページ以降の特定系統設置交付金の議論でございます。

まず18ページですが、系統設置交付金の説明からですけれども、こちらにつきましては、再エネのさらなる導入に不可欠となる送変電設備の増強を促進するため、送変電設備の設置及び維持に係る費用のうち、再エネの導入に伴い見込まれる社会便益に対応する部分については、再エネ特措法上の賦課金方式を活用して電力広域的運営推進機関より交付するものということでありまして、特定系統設置交付金につきましては、認定整備等計画における系統電気工作物の設置に係る費用の一部を充当するというを目的として、運転開始の期間を含めて、系統設置交付金を先んじて交付する制度ということでございます。

こちらのレベニューキャップ制度上での取扱いでございますけれども、現行の省令におきましては、特定系統設置交付金は控除収益として取り扱われているということございまして、この理由については、系統設置交付金がレベニューキャップ省令上控除収益として扱われているということなので、同一の性質のものが運転開始前に先んじて交付されていると整理され、控除収益として取り扱われているということでございます。

一方で、20ページですけれども、資源エネルギー庁の第1回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGでも示されたとおり、特定系統設置交付金は、運転開始前段階からの資金供給により、整備主体の資金調達の一部を支援し、系統整備を円滑に進めるということを目的としており、より詳細には事業実施主体の建設中の資金繰りを改善することを主な目的とする制度とされているところでございます。

この点、現行制度では、運転開始前に交付された特定系統設置交付金がレベニューキャップ制度上の控除収益となっているということから、同交付金を収受した分だけ託送料金が減額され、建設中の事業実施主体のキャッシュフローを改善するという制度趣旨に十分沿っていないこととなるということございまして、一般送配電事業者の設備建設中の資金調達面の課題が顕在化している状況を踏まえれば、レベニューキャップ制度上の特定系

統設置交付金の取扱いについて、第2規制期間に向けて、運転開始後の系統設置交付金と合わせて控除収益とすることと再整理してはどうかということでございます。

最後、23ページのまとめでございますけれども、本日、この後御議論いただきまして、そちらを踏まえまして、第2規制期間に向けてレベニューキャップ制度におけるレートベース対象の建設中の資産及び特定系統設置交付金の取扱いについては、資源エネルギー庁においてレベニューキャップ省令の見直しによる対応を行うこととしてはどうかということでございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 御説明ありがとうございました。

それでは、議題1、事務局に御説明いただきましたが、これは、レベニューキャップでレートベースに建仮の部分100%サブするというのと、それから特定系統設置交付金の取扱いについてであります。御発言御希望の方は、Teamsの挙手機能でこちらにお知らせをいただければと思いますが、順番に応じてこちらから御指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 御説明ありがとうございました。素人の私が最初に受け止めに申し上げるのがいいのかなというふうに思って挙手させていただきました。

系統整備に向けた資金調達に関する論点について、事務局が整理してくださった検討の理由と方向性については理解いたしました。託送料金のルールとして、レベニューキャップ制度の制度設計はとても丁寧に行われていましたし、それと並行してというか、同時期に議論が進行していたGXの実行計画やエネルギー基本計画などにおいて、先ほどの理由にも挙げてくださっていましたが、2050カーボンニュートラルの実現や再エネ主力電源化など、国全体の政策等への対応に迫られたというか、対応をしなければいけなかったということと、新たな電力需要に伴う送電網の整備など多額で長期にわたる資金調達に対して、従来の方法では不安が生じるという理由で、今、御提案いただいた建設中の資産の取扱いと特定系統設置交付金の取扱いの2点について、変更の提案をいただいたというふうに受け止めました。

当然のことながら、この猛暑にエアコンは必需品ですし、生活の基盤となる電気の安定供給に不可欠な送配電事業において、財務的な不安を抱えた状況での事業推進というのは、消費者としても望むところではございません。私の立場としては、会計上の判断の変更に

よって送配電事業者の経営が安定するという視点においては、提案に賛同したいと思いません。

その上で、最終的には全額回収される金額が受益者側の先払いとなることで、受益者、利用者が支払う託送料金に与える影響について、先ほど概算で金額もお示しいただきましたけれども、制度変更の折には、関係省庁、エネ庁さん、それから各事業者の皆様からの説明責任を果たしていただければというふうに思います。

最後に、あくまでも素人が確認のために質問したいことが2点ございます。

1点目は、今回の問題点は、レベニューキャップ制度の検討時には認識されていなかったのか、認識されてはいたのだけれども財務上問題はないと整理されたのかというのが1点目で、2点目としては、こうした系統整備に伴う資金調達の問題というのは、送配電事業者10社全部に共通する事案なのか、それとも、特に金額が大きい数社において顕著な事例なのか、その辺りを教えていただければというふうに思っています。

以上、よろしくをお願いします。

○山内座長 ありがとうございます。御質問のお答え、最後にまとめて事務局からお答えいただきたいと思います。

○河野委員 はい、分かりました。

○山内座長 それでは、次の御発言者は村松委員ですね、どうぞ御発言ください。

○村松委員 村松です。丁寧な分析、御説明ありがとうございました。

こちら、大規模系統整備の計画や資金調達の負担を踏まえて、金利負担による事業者の業績悪化のおそれや資金繰りの悪化を背景として、レベニューキャップの制度の中で何か救済が取れないかといった検討がキックだったというふうに理解しております。私の立場からは、会計や財務の一般的な考え方に照らして重大な問題が生じていないかという観点で、御説明いただいた内容を確認させていただきました。

1つ目のレートベースの件です。そもそもこの制度、50%の建仮を含めると決めた当初から環境が変わっているという重大な点がございますので、その点を救済するために50%から100%に変更したという内容ですので、この点については違和感ないと思っております。

変わった点としては、支払利息の資産化ならびにその後の減価償却によるコスト回収が、従前は行われていたものが、制度上、任意適用ということになって、コスト回収ができなくなっているといった点を踏まえてこのような対応を取られたという点については、特段、

違和感はございません。

会計上の扱いも、支払い利息の資産化を行っているところというのは、ほかの業界と比較しても難しいと思っておりますので、この辺りは問題ないと思っております。

もう一方の交付金ですが、こちらは先ほど河野委員からも少し言及がございましたけれども、資金繰りの御負担というのは、今回のレベニューキャップ導入以前から、生じるというのは予見をされていたとは思いますが。建設コストの増大や、金利の上昇といった負担増を受けて、より事業者に与えるインパクトが大きくなったためこの検討が必要になっていると理解しております。

交付金を付与するねらいとしては、建設中期間の資金繰りの改善という観点から考えますと、財務的には認識のタイミング、控除収益として扱うタイミングを後ろ倒しにするという点は、こちらでも合理的な判断と思っております。

なので、まとめていただいた内容については、私自身は特段違和感を感じていないのですが、ただ、ちょっと一方的な観点でしか見ていないかという気もいたしましたので、こういった手当てを取ることによって、何か全体で見たときに不具合が生じるおそれが全くないのかといった点は、念のため確認させていただければと思います。

需要家サイドの託送料金の負担額が増加するとか、どのタイミングで需要家が負担するのかといった影響があるということを認識しておりますけれども、それ以外のものが何かないかといった点ですね。

それともう1つ、これはお願いなのですが、この今回取り上げていただきました2点というのは、できるところから個別対応をすることで、論点のつまみ食いのところがあると思っております。送配電事業者の事業報酬全体の議論というのもまた別途必要かなと思っておりますので、こちらでも当委員会として関わられるところについてはきちんと議論をさせていただければと思っております。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

では、次は華表委員、どうぞ。

○華表委員　　華表です。事務局の皆様、御説明ありがとうございました。

本件については、13ページにもありますとおり、脱炭素に向けて今後必要となる大規模な系統整備に向けた資金調達を円滑化するための検討だと理解しています。

私としては、今後、脱炭素を進めていくに当たっては、系統整備がきちんと進むかとい

うところが一つの鍵になるというふうに思っていますし、その系統整備をきちんと進めるに当たっては、資金調達がいかに円滑に進むかということが1つ重要になってくるというふうに思っています。

そうしたときに、今回議題に挙げていただいた2つの案件については、その制度の趣旨に立ち返っても、今回の変更はその趣旨に寄り添ったものになると思いますし、今、村松委員からもありましたように、財務的な観点から見ても合理的な変更だというふうに私たちは思っていますので、今回の事務局の御提案を支持したいというふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

次は新家委員ですね、どうぞ御発言ください。

○新家委員　新家です。ありがとうございます。事務局の皆様の取りまとめ、ありがとうございます。

私も、今回御提示いただきました論点については、いずれも2点とも、事務局の取りまとめの方向性で賛同させていただければと思っています。

ただ、その上でということになります。今回の変更のポイントというのが、事業報酬率等の論点の中の個別具体的なかなり局所的な論点に関する改正という認識をしております。この変更のみで、ここに書かれているような一般送配電事業者の資金調達面の課題が顕在化しているということに対して必要十分な対応になるのかどうかというところについては、より今後、事業報酬率そのものの在り方というのを、このままの状況が適切なのか、それとも何か変える必要があるのかとセットで議論をしていかなきゃいけないのかなというふうには考えておりますので、今回の取りまとめ自体は全く異論ございませんけれども、第2規制期間に向けてというところについては、事業報酬率全体像についても、どういう在り方が適切なのかは、おそらく同時並行で進んでいるエスカレーションの制度変更等と並行して見ながら検討する必要があるのかなというふうに考えておりますので、そういった問題認識を改めて言及させていただければと思っております。

1点だけちょっと、あまりこういう質問をすると恐縮ではございますが、今回の説明の中で幾つか、建設中の資金調達面の課題が顕在化してきているという御言及が資料上ございます。資料の文言を見る限りは、地域間連携のような大規模な系統連系の増強工事においてのリードタイムが非常に長いこととなりますので、そういったものへの対処として資金調達面の課題があって、それに対する一部の対応策として今回の点が挙げたというふ

うに一応理解しては、ここで書かれている一送の資金調達面の課題が顕在化というところは、全体的に一送自体の資金調達面に大きな課題があるか、ないしはその課題がある中で、この論点さえ克服できれば問題は解消されるのかということについては、多分そういうことではないのかなと思いますので、一応その部分だけちょっと確認をさせていただければと思います。

ここで言っている資金調達面の課題というのは、あくまで大規模な系統連系の増強工事の検討に当たってこの論点の改善が必要だったと、そういう認識でいいのかどうか。ここで言う資金調達面の課題というのは、どちらかというと大規模送配電の整備に係る対応策として今回論点が提示されたと、そういう理解でいいのかどうか、そこだけ確認をさせていただければと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

委員の方の御発言御希望は、ほかにいらっしゃいませんか。

では、とりあえず送配電網協議会の高野オブザーバーに御発言お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○高野オブザーバー　　送配電網協議会の高野でございます。ありがとうございます。

本日は、建設中の資産のレートベースの取扱い、それから特定系統設置交付金に係る控除収益の取扱いについて見直しの整理をしていただきまして、大変ありがとうございます。今後、大規模な地域間連系線の整備であるとか、データセンターなどの需要増加に対応するための送配電網の整備が必要となる中、資金調達面の手当てをいただいたことは、大変ありがたいというふうに考えてございます。

一方で資金調達に関しては、調達額と金利の面がありますけれども、足元では金利の上昇というところがありまして、こちらの影響を受けている側面もございますので、適切な資金調達が行えるよう、引き続き御検討のほうをお願いしたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それから河野委員から御質問いただいた件について、続けてお話しさせていただければと思うのですが、2点質問あったうちの2点目です。資金調達の課題、これは個社の話なのか10社の話なのか、全体の話なのかというところで御質問いただいたと思いますけれども、こちらに関しては、個別の部分というところは、細かいキャッシュフローの状況とか詳細までは把握しているところではございませんけれども、業界全体として、今後、

大規模な地域間連系線の整備であるとか更新であるとか、あるいはデータセンターの需要増といったところに対応する送配電網の整備が行われている中、足元の物価上昇であるとか金利上昇の影響もありまして、キャッシュフローについては厳しい状況にあるものというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

私からは以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望いらっしゃいませんか。

それでは、事務局からコメントをお願いしたい。御質問もありましたので、回答も含めてお願いいたします。

○黒田ネットワーク事業監視課長 委員の皆様、オブザーバーの皆様、コメント・御質問いただきましてありがとうございました。

まず、河野委員から御質問いただきました、今回のような影響というのはレベニューキャップ制度導入時に認識されていなかったのかという点でございますけども、こちら、村松委員からもおっしゃっていただいたように、22年の第1規制期間レベニューキャップ導入をする際にも一定程度は予見されていたということかと思えますけれども、その後の再エネ導入ですとかDX、GXによるデータセンター等の導入の加速といったような事象もあって、よりインパクトが大きくなってきて顕在化してきたというような見方で、事務局としてもいるところでございます。

それから、10社の共通の課題なのか、それとも数社なのかという点については、先ほど送配協さんからもコメントありましたけれども、当然連系線の影響だったりデータセンターの導入については、地域差がある部分はあるかとは思いますが、連系線につきましても全国調整スキームで各社が一定程度負担していくというようなこともございますし、これは特定の数社だけというよりは、全体として、10社全体に影響してくるような状況ではないかというふうに捉えているところでございます。

それから、村松委員、新家委員から、今回の対応については特定の事項だけであって、そもそも事業報酬全体をどうしていくかといったような議論も必要ではないかというような御意見もいただいておりますし、こちらおっしゃるとおりかと思っております。今回、あくまで資源エネルギー庁のワーキングで電取委にタスクアウトされた特定の項目について整理させていただきましたけれども、第2規制期間に向けては、事業報酬率全体をどうしていくかといった議論が必要になってくるのではないかと考えておりますので、第2規

制期間に向けてしっかりと議論を進めていければというふうに思っております。

それから新家委員から御質問いただいた、資金調達の課題というのが、今回議論している大規模な系統連系整備に当たっての課題なのかという点については、おっしゃるとおりでございます、今回の議論するに当たっての大規模連系線の整備等に当たっての課題ということで御理解をいただければというふうに思います。

私からは以上になります。

○山内座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

実は御承知と思いますけど、このエネ庁のワーキングのほうも私がやっているのですけれども、そこからタスクアウトされたのがこれだったので。委員の御質問の中に、これだけで十分なのかという話があったのですが、エネ庁のほうのワーキングでは、もっと広い目から資金調達環境あるいは財務状況をよくするためにいろいろ議論しているということでありまして、特定系統設置交付金自体は前倒しにするのですけれども、これ自体がそういう議論の中で出てきたということでもありますので、そういった点も御理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきますが、議題2が、送配電効率化・計画進捗WGのとりまとめ、議題3が、レベニューキャップ制度における2024年度の効率化計画の期中評価であります。まとめて御説明いただいて、御質問、議論ということにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○黒田ネットワーク事業監視課長 それでは、資料4から御説明させていただきます。こちらにつきましては、送配電効率化・計画進捗確認ワーキングについて本年6月に取りまとめを行わせていただきましたので、その内容を御報告させていただくというものでございます。

2ページでございますが、23年度からのレベニューキャップ制度におきまして、一般送配電事業者各社には効率化計画を含む事業計画を着実に実施することが求められているという中で、経営効率化の観点から、各一般送配電事業者における送電・変電・配電の個別の効率化施策や事業者の横比較等の確認を実施するため、料金制度専門会合の下部に送配電効率化・計画進捗確認WGを設置させていただきました。

その後、23年5月から3か月に1回程度議論をさせていただきまして、第9回の審議を本年6月16日に行いまして、検証内容の取りまとめを行わせていただいているという

ことでございます。

なお、第2規制期間の料金審査に向けては、効率化施策の検討状況と統計査定の精緻化に係る検討状況については、今後も毎年度送配電網協議会にてとりまとめの上、料金制度専門会合にて報告することで、引き続き取組状況をフォローアップしていくということについても、ワーキングのとりまとめのときに御確認いただいているところでございます。

4ページ以降が、この6月にとりまとめたワーキングの資料をそのままつけさせていただいておりますが、ポイントだけ御説明させていただければと思っております。

10ページまで行っていただきまして、当ワーキングでの検証結果のサマリーというところでございます。これまでの検証で以下のような知見を得ることができたということでございますが、まずマクロ的な検証におきましては、送・変・配ごとにテーマを分けまして、各設備の調達に関する競争発注の比率ですとか事業者間での横比較、その背景にある要因分析等を通じて、主要設備の特色や工事の流れ、サプライヤー構造等を明らかにしてきました。

この結果、例えば高い品質や技術力が求められる設備や輸送コストといった地域的な価格優位性からサプライヤーが限定されるケースがあることですとか、国内に製造メーカーが1社に限定される設備においては、サプライヤーが固定化する傾向にあるといったことが判明をしております。また配電工事については、供給エリア全域の小規模な工事を大量に実施するほか、非常災害時には即座に復旧工事に当たる必要性があるということで、地域密着型の形態が取られているといった実態を確認しております。

また、発注形態の工夫や電線ケーブル等の仕様統一、海外製品の導入といった取組も確認をいたしましたし、さらにはサプライヤーとの協働原価改善の事例や広報、保全の効率化施策といった個別の取組も確認をしているということでございます。

それからミクロ的検証ということで、各10社から2件ずつ、合計20件の個別の効率化施策について、取組の実現効果や汎用性の観点から確認をさせていただいておりまして、各社からワーキングでプレゼンを実施いただきまして、他の事業者にも施策採用の検討機会を与えたということで、業界大で効率化の取組が広がったと。

後で少し御説明をいたしますけれども、23年度及び24年度の対象施策のうち、未採用から採用に至った項目が延べ7項目、具体的な採用の目途が立ったといった進展型項目も9項目あったということでございます。また各事業者から、こういった検討に当たって、事業者間での情報連携が行いやすい環境になったという肯定的な意見も数多く見られたと

ということですし、委員からも、現地視察等を通じて、現場環境のほか、社内での効率化検討プロセスや推進体制が強化されていることや、効率化額でははかれない安全や労働環境に配慮した取組状況の理解が深まったというような肯定的な御意見もいただいているということでございます。

また12ページ、統計査定の精緻化ということでありまして、第1規制期間のCAPEX統計査定においても、一部の物品費・工事費については重回帰分析の検証の結果の決定係数が低く、中央値を用いて査定を行ったというものもございましたけれども、この費用のうちの一部につきましては、ワーキングにおいて送配電網協議会がモデルケース等を用いた分析を行ったところ、費用の内訳や工事費総額に与える影響が大きい要因を特定することができたということですので。

こういった説明変数や組み合わせを工夫することで、重回帰分析の決定係数が第1規制期間の検証時を上回る水準まで向上しているということも確認できておりまして、こういった検証を続けることによって、さらなる精緻化を検討することで、第2規制期間以降、重回帰分析による統計査定の対象とすることも検討し得るといった検証になっているところでございます。

13ページ以降、先ほどの各事業者の施策の横展開のことが少し書いてあるのですが、具体的に言いますと15ページです。例えば、15ページの下から2段目にある九州送配電の無人ヘリコプターの導入。こちら、山間地等で送電線の設備を運搬するときに無人ヘリコプターで運ぶと、人力でやっていたものを、無人ヘリを導入するといった施策で効率化を図るというものでございますけれども、こちらにつきましては、九州送配電に紹介いただいて、その結果、この横で見たときに赤枠ですね、これ4社あるのですが、こちらは未採用だったものが実際採用に至りましたという会社が4社ありますし、この青の2社は具体的な採用の目途が立ったというような事業者でありまして、こういった形で、よい取組については横展開をしていくというような事例が具体的に出始めているということでございます。

そういったようなことが書いてありまして、最後、19ページの今後の進め方というところなのですが、この2ポツ目以降ですけれども、こういった効率化の検討を深掘りして各事業者の効率化施策を他の事業者に横展開していくことや、重回帰分析の検証を行うことで統計査定の精緻化を図ることについては、第2規制期間の料金審査に向けても有用であり、また事業者の経営効率化、ひいては国民負担低減の観点でも有意義なものと考えら

れるということで、以下の2点、先ほど申し上げた効率化施策（ミクロ的検証）の横展開の状況及び統計査定の精緻化、こちらにつきましては、毎年度、送配電網協議会にてとりまとめの上、この料金制度専門会合で御報告をいただくということで、引き続き取組状況をフォローアップしていくということとされております。

また、なおということで2024年度の効率化計画に関する実績については、この6月の時点では確認中でありましたので、7月以降の料金制度専門会合で検証していくとともに、25年度以降の実績については、毎年度料金制度専門会合で検証していくこととしたいということにさせていただいております。24年度の効率化計画については、この後、御説明させていただければと思います。

というのが、まず資料4の送配電効率化・計画進捗確認WGのとりまとめの説明でございました。

続きまして、資料5になりますけれども、レベニューキャップ制度における期中評価についてということで、24年度の効率化計画の説明に移らせていただきます。

2ページでございますけれども、期中評価の中で、事業計画のうちの効率化計画についても確認をしていくということで、23年度の実績につきましては、先ほどの送配電効率化・計画進捗確認WGで確認・評価を行った上で、その結果を料金制度専門会合へ報告させていただいたところということでございます。

3ページ以降は、24年度の効率化計画の計画と実績の比較ということでございまして、次のページ以降で効率化計画の達成状況を確認するとしておりますが、以下の観点から確認、評価を行っているということで、各一般送配電事業者の効率化計画の計画値と実績値の比較を行いまして、効率化の種類ごとに計画の達成状況を確認すると。

また、大幅な乖離となっている場合には、その要因や今後の対応策について確認することとしております。

また、ミクロ的検証の対象とした施策については、個別に計画の達成状況を確認することで確認をさせていただいているところでございます。

4ページでございます。こちらが全体のサマリーとなっております。24年度の効率化計画における実績は、おおむね計画どおり進捗していることを確認ということなのですが、こちらの表の見方なのですが、まずAは、規制期間5年間合計の効率化額の合計になっておりまして、BからDにつきましては、23年度、24年度、2年度の累積の進捗率になっております。

Dは計画値の実績ということで、こちら見ていただきますと、おおむね90%以上、100%を超える事業者が7社という状況になっているということで、おおむね計画どおり進捗というような確認になっております。その右のEからGの列が、24年度単年度の実績となっております。

このうち東北ネットワークと沖縄電力については80%台という数字になっているので、こちらについて個別に確認をしたところ、主な要因は以下のとおりということでございまして、まず東北ネットワークにつきましては、スマメ調達に係るアライアンスによる調達価格低減という効率化計画があるのですけれども、この効率化額が減少していると。具体的には、計量器の全数スマメ化が既に完了したため、検満時の取替え部品を変更したと、計量器上部だけの取り替えにしたということでございますので、この項目における調達効果、効率化効果が減少はしているのだけれども、スマメ調達額の低減そのものは計画どおり達成できているという説明になっておりました。

また沖縄電力は、調整力の効率的な調達の効率化額が減少しているということなのですが、沖縄は、御案内のとおり需給調整市場の対象外になっておりまして、調整力公募で現在も調整力を調達しているということなのですが、24年度につきましては、計画の中で電源の内訳変更があったということで、そちらに従った結果、この効率化額の金額が想定値よりは下振れしたというような状況であるというふうに聞いているところでございます。

5ページ以降は、10社の効率化計画と実績の比較を各社2ページずつ使って説明をしておりますので、それぞれの区分ごとに計画と実績の数字を入れておきまして、その差額が大きい部分、プラスの場合もマイナスの場合も両方あるのですけれども、どちらにせよ差が大きいところは、下の枠でその乖離要因を書いているということをしておりまして、次のページは、ミクロ的検証の対象施策についての進捗状況を載せているということでありまして、これを2ページ×10社分載せているということで、詳細については割愛させていただきますけれども、こういった詳細の確認を行っているということでございます。こちらの当初計画の確認につきましては、先ほども御説明したとおり、25年度以降もこちらの料金制度専門会合で進捗を確認、報告をさせていただければと考えてございます。

私からの説明は以上になります。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、議題の2と3、今事務局から御説明いただきましたが、御質問・御発言ある

方は、先ほど同様に手挙げ機能でお知らせいただければと思います。こちらから御指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員 ありがとうございます。送配電事業のコスト効率化に対する各事業者の取組状況について、現地視察も含めた検証を行うタスクに消費者の立場で参加させていただきました。

電気を安定的に安全に無駄なく顧客に届けるという事業が、現場ではどれほど大変なものなのかというのを視察させていただいた事業者の皆様、それから電力・ガス取引監視等委員会事務局の皆様のお力添えで、私のような消費者がたくさん学びと気づきを得る機会になりました。改めて、こういったワーキングの設置に感謝したいというふうに思っております。

一言でコスト効率化と言うのは簡単ですが、その効率化の実現には、送配電事業の現場における人や物やお金の動きや、それらをうまく活用するための方策、それから新規の技術の導入など、多様な視点からの総合的・包括的な見直しとたゆまぬ努力が必要だということがよく分かりました。

事業者の皆様も、同業他社の取組に学ぶところは大きかったのではないかと思いますし、今後もコスト効率化の視点をぜひ自社の事業経営に継続して反映させていっていただければと期待しております。

まとめにあるように、レベニューキャップ制度検討時には情報が不十分であった査定項目などが、今回のワーキングの活動結果によって、より精緻な統計査定が実現する見通しも立ったということで、事務局の方、それから事業者の皆様も大変だと思いますけれども、ぜひこのワーキングの成果を生かしていただきたいと思いますというふうに思っております。参加させていただいた私からの感謝とエールの発言になります。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次の発言者は村松委員ですね、どうぞ。

○村松委員 村松です。御説明ありがとうございました。

私も、河野委員と同じくワーキングに参加させていただきました。事業者の方々のたゆまぬ御努力、御尽力を目の当たりにいたしまして、大変な積み重ねがあるのだということを理解いたしました。

今回、全体のまとめをしていただいたものを受けて、感想とお願いになります。今後は、この効率化と統計値査定の精緻化を、送配電網協議会様がリードされ、事業者、業界横串の取組を図ってくださるということで理解しております。本当に日々の積み重ねということになりますので、こちらは積極的にリードしていただければと思っております。もう一つ、資料5の中に詳細説明ございましたけれども、期中評価の仕組みにおいて事業者間の比較、平仄というのがなかなか取りづらい面というのがございました。もちろん、各社それぞれ背景がある中でこういった積み重ねをしていらっしゃるの、難しいということはよく理解できるのですけれども、今後、評価の中でできるだけ収斂させていただくと、外に対して説明がしやすい、需要家の方に対しても説明しやすいということがあるかと思っておりますので、その観点を持っていただきたいと。

ただし、あまり事業者の方のそういった事務的御負担が過度になってしまうというのは本意ではございませんので、ちょっとそのバランスは難しいと思いつつも、そういった配慮もしていかなばと考えている次第でございます。

こちらワーキングのほう参加させていただきまして、本当にありがとうございました。今後とも御尽力、よろしく願いいたします。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかに、御発言の御希望いらっしゃいますか。

では、華表委員どうぞ。

○華表委員　　では、先に発言させていただきます。ワーキングのほうでも、まとめのときには同様のコメントはさせていただいたのですけれども、ここでも繰り返すにはなりませんが発言させていただきます。

まず、2年超にわたるこのワーキングの取組、ありがとうございました。とてもいい成果が出たと思いますし、とても有意義だったのではないかと考えています。

1点目としては、事業者間でベストプラクティスを共有するいいきっかけになったということで、もともとの連携はされているかと思っておりますけれども、より具体的なそれぞれの取組状況を知るのにはいい機会になったのではないかと考えていますし、各事業者からの意見にもあるとおり、これをきっかけに今後も情報共有がしやすくなったというところにおいても、すばらしい取組だったのではないかと考えています。

加えて、現地視察をさせていただいたということも大変ありがたく思っていますし、すぐ業界にとってもよかったというふうに思っています。百聞は一見にしかずとあると

おり、鉄塔建て替え1つとっても、山奥ですごく急峻な岩場に作られた、トロッコに乗って移動して作業するとか、そういう実際のところを体験して、我々としても理解を深めたというところは有意義だったのではないかというふうに思っていますし、頭では分かっているつもりですけれども、やはり平坦、草原に電気設備を作っていくのと山奥に作っていくのではコストも違うみたいなどころも含めて理解が進んだというのは、大変よかったのではないかと思っています。

私からは以上です。本当にありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

先ほど茶谷参事官、御発言御希望でしょうか。

○茶谷オブザーバー　消費者庁の茶谷と申します。よろしく願いいたします。

まずは、資料5におきまして、レベニューキャップ制度の効率化計画における2024年度実績の報告について、おおむね計画どおり進捗しているとの御報告をいただき、ありがとうございました。感謝申し上げます。

消費者庁といたしましては、レベニューキャップ制度の効率化計画に基づく効率化の実績の状況でございますとか、先ほどの資料4で御報告いただきましたマクロ的検証及びミクロ的検証による効率化の取組状況、またミクロ的検証の横展開の状況につきまして、引き続き本会合においてフォローアップさせていただければというふうに考えてございます。

引き続き、消費者利益擁護の観点から、各社、各事業者様の取組や進捗につきまして、消費者にとって分かりやすい御説明をお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございました。

ほかに御発言の御希望の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、事務局の方からコメントお願いいたします。

○黒田ネットワーク事業監視課長　委員、オブザーバーの皆様、コメント、またエールもいただきまして、ありがとうございました。

先ほど御説明もさせていただいたとおり、このワーキングの成果について、引き続き確認をして横展開をしていくということで生かしていきたいと思っております、送配電網協議会に効率化施策及び統計査定の精緻化については進捗を確認いただきまして、また毎年度、料金会合で御説明をさせていただければと思いますし、効率化計画についても、引き続きこちらで報告をさせていただければと思っております。

引き続き、こうした送配電網の設置、レベニューキャップ制度の効率化について、この成果も生かしながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

そのほか御発言はございませんでしょうか。ワーキングに参加させていただいた方々に大変お世話になりました、ありがとうございました。私からも御礼申し上げたいと思います。

それでは、これで議事は終了ということになります。ここから先は、議事進行、事務局のほうにお願いしたいと思います。

○黒田ネットワーク事業監視課長　　山内座長、ありがとうございました。

閉会の前に、皆様に御案内がございます。今回の会合をもちまして、山内座長、また本日御欠席ですが、安念委員が御退任されることになりました。山内座長、安念委員には、この専門会合の前身である料金審査専門会合の初回から約10年にわたり御尽力をいただきました。

それでは、山内座長より御退任の挨拶をお願いできれば幸いです。よろしく願いいたします。

○山内座長　　どうも山内でございます。いろいろお世話になりました、ありがとうございました。

実は私と安念さんと同じ年なので、かなりの年になりましたので、そろそろ後任の方に引き継ごうかなという形であります。私自身は、経済学が基本なのですが、公益事業とか、あるいは規制産業を研究してまして、特に料金については、その中でも私の専門ということでありました。

それで、いろいろな料金がありますが、電気については震災前まではほとんど、かなりの期間にわたって電気の料金、制度の改革はあったのですが、値上げというのはなかったんですね。震災になって、それで料金についてもいろいろ見直すということになって、実は本格的に電気料金に関わったのはそこからなのですが、あのときはなかなか大変でありまして、まだ今のように小売の自由化というのは進んでいないわけで、総括原価で全部やるというのが基本だったわけでありまして。しかも、震災があって事情が大きく変化して、その中で、電気料金どうするのか、あるいは料金だけではなくて事業者

の方も大変な経営の状況であったわけでありまして、その中でいろいろ議論させていただいたということでもあります。

その後、いろいろ制度改革があつて、今の電取ができて、先ほどありましたように料金の審査ということをやつて、それから今、制度の専門会合ということになったわけで、率直に言つて大変勉強させていただきました。

実際に私、さっき言いましたように、料金の理論とか料金のことについては専門でやっておりますけれども、現実には事業者の方あるいは業者の方とお話をし、データをいただき、いろいろなエビデンスをいただきながら議論すると、こういうことで大変勉強になったというふうに思っております。

もうそろそろ年なのであまり勉強しなくなりましたが、自分の勉強にとつても大変成果に反映させていただいたとともに、もしも少しでもこの料金の審査あるいは制度についてお役に立てたらよかつたなというふうに思っております。どうもお世話になりました、ありがとうございました。

○黒田ネットワーク事業監視課長 山内座長、ありがとうございました。

平成27年9月より参画いただき、座長として会の進行をまとめていただき、本当にありがとうございました。

本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

次回開催につきましては、追つて事務局より御連絡いたします。

それでは、第67回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。

本日はありがとうございました。

——了——